

平成30年1月

修習資金の今後の返還手続等について

最高裁判所事務総局経理局主計課

以下は今後の返還手続等について説明したのですが、最高裁判所のホームページも併せて参照してください。

1 今後の返還手続について

(1) 返還期限

修習資金は年賦による10年の均等払により返還していただきます。年賦金の返還期限は毎年7月25日です(規則7条, 要綱16条1項)。返還すべき年賦金額及び返還期限は、同封した年賦金等通知書(来年以降は送付しませんので、紛失しないようにしてください。)で必ず確認してください。

(2) 納入告知書

毎年7月10日頃までに、届出のあった住所に普通郵便で納入告知書を発送します

(要綱16条2項)。

【注意】

修習資金の返還金は、分割期ごとに返還期限が確定した分割債権ですから、納入告知書が手元に届かない場合でも、期限の到来により履行遅滞となり(民法412条1項)、延滞利息(年14.5%)が発生します。7月15日までに納入告知書が届かない場合には、速やかに最高裁判所まで照会してください(問合せ先は5頁に記載)。

(3) 納付場所・納付方法

日本銀行歳入代理店(銀行, 郵便局等の窓口)のほか, Pay-easy(ペイジー)対応のATMやインターネットバンキングも利用可能です(詳しくはペイジーのホームページを参照ください)。最高裁判所での納付も可能ですが, その場合は開庁日の9時から17時までに納入告知書とともに現金を持参してください(釣銭が生じる取扱いできません)。

(4) 住所等の届出

返還終了までの間、毎年4月1日現在の住所等を4月30日までに届け出てください(要綱31条)。住所等の届出の不備により、納入告知書が届かないことがあるほか、相当の期間を経過してもなお届出がないときは、最高裁判所の請求に基づき期限の利益を喪失することがありますので(規則8条1項4号、要綱21条2項1号)、ご注意ください。

※ 変更事項がない場合でも全ての事項を記載の上提出してください。これとは別に、住所、勤務先等の届出事項に変更が生じた場合は、2週間以内に変更事項の届出が必要となります(要綱30条1項1号、2項)。メールによる届出も可能です。届出方法の詳細は最高裁判所のホームページを参照してください。

(5) 海外に居住する場合

納入告知書は、届出のあった海外居住先にエアメールによって発送します。郵便の到着は居住国の郵便事情に左右されますので、納付期限内の到着が見込めない場合には、事前に最高裁判所までご相談ください。国内住所への納入告知書の送付を希望する方は、その旨をご連絡ください。

居住国での納付場所及び方法については、御自身の責任においてご確認ください(海外からのペイジーの利用が可能なインターネットバンキングや、国内での納付の代行等の準備をしてください。次の繰上返還を行うことも可能です)。

(6) 繰上返還

年賦金の繰上返還も可能(年賦金の一部返還、分割返還は不可。)ですので(規則7条ただし書、要綱19条)、希望する場合には繰上返還申請書を提出してください。

(7) 保証人の変更

保証人を変更すべき場合は、保証人変更申請書を提出して最高裁判所の承認を受けてください(要綱10条1項、11条)。相当期間内に保証人を新たに立てなかったときは、最高裁判所の請求に基づき期限の利益を喪失することがありますので(規則8条1項4号、要綱21条2項4号)、ご注意ください。

2 返還期限の猶予について

(1) 猶予の事由

災害、傷病その他やむを得ない理由により又は経済的に修習資金の返還が困難な場合には、返還期限の猶予を申請することができます（法67条の2第3項）。

「その他やむを得ない理由」については、例えば育児休暇・休業あるいは介護といった理由によって一定期間収入を得ることができない場合もこれに当たります。このような場合には、後述の経済的困難を理由にして猶予が認められないときであっても、「その他やむを得ない理由」があるものとして猶予が認められることがあります。ただし、海外に居住するというだけでは「その他やむを得ない理由」には当たりません。

経済的困難を理由にして猶予が認められるのは、猶予を受けようとする年賦金の返還期限前1年間の収入金額（要綱20条）について、給与所得者は収入金額が300万円以下、給与所得者以外の者は総収入金額から必要経費を控除した残額が200万円以下の場合です（規則7条の2）。弁護士会費、法科大学院修学のための借入金等、控除できる費用がありますので、詳細は最高裁判所のホームページを参照してください。

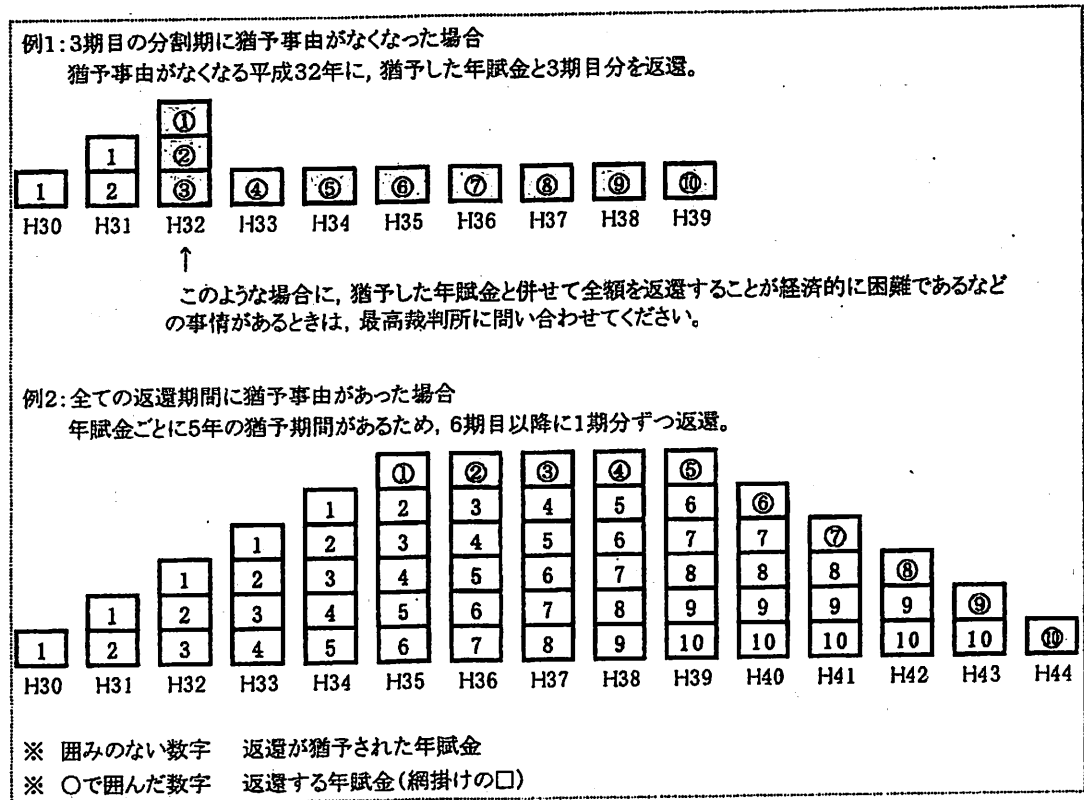
虚偽の事実により猶予を受けたことが判明したときは、最高裁判所の請求に基づき期限の利益を喪失することがありますので（要綱28条7項）、ご注意ください。

(2) 猶予の手続

返還期限の猶予を申請する場合は、返還期限猶予申請書及び猶予を必要とする理由を説明した申述書を作成し（参考書式及び申述書の記載例は最高裁判所ホームページを参照してください。）、疎明資料を添付して最高裁判所まで提出してください（要綱28条1項、2項）。

提出期限は猶予を受けようとする年の5月31日までです。提出期限を経過した後も申請自体は可能ですが、承認には相応の日数を要しますので、提出期限を厳守してください。返還期限後に猶予が承認された場合は、その期間の延滞利息（年14.5%）の納付が必要となりますので、ご注意ください。返還期限の猶予は、1年以内で（要綱28条3項）、年賦金ごとに最大5年間まで認められます（要綱28条4項、5項）。

ただし、猶予事由がなくなった場合には猶予された年賦金の全額について返還の義務が生じます。以下の例を参照してください。



経済的困難を理由にして猶予を求める場合には、疎明資料として、前年度の所得証明書(課税・非課税証明書)を提出してください。5月31日の提出期限までに自治体での発行が間に合わない場合は、給与所得者については前年度の給与証明書又は源泉徴収票写し、給与所得者以外の方は確定申告書本人控(税務署受付印のあるもの)写しを提出してください。給与所得と給与所得以外の両方の所得がある方は、それぞれ提出が必要です。

また、前年1月から12月の収入では猶予基準を満たさないが、1月以降の収入減少により返還期限までの間に基準以下となる場合は、その旨を説明した申述書及び1月以降直近までの各月の収入の疎明資料を提出してください。

なお、猶予の期間中、所得証明書の提出を求めることがあります(要綱28条8項)。

3 返還がない場合について

①納付期限までに返還がない場合には、督促状を送付し（要綱23条1項）、②必要がある場合にはその旨を保証人にも通知します（要綱23条2項）。督促状を受け取った場合には速やかに延滞利息とともに滞納金額を納付してください。納付額に不足が生じないように注意してください（不足が生じた場合には、不足した年賦金に対して延滞利息が発生しますので、あらかじめ延滞利息額を最高裁判所まで照会してください。）。

また、③上記督促によってもなお返還がない場合には、保証人に対しても同様の督促を実施し、返還すべき年賦分の納付書を送付して請求することになります（要綱24条）。

④返還期限（7月25日）を3か月経過してもなお返還がないときは、最高裁判所の請求に基づき期限の利益を喪失することがあります（規則8条1項1号、要綱21条1項）。この場合、年賦額を除く貸与残額全額を納入告知書により請求しますので、先に送付した年賦金分とそれぞれ納付してください。自然人保証人に対しても同様に納付書を送付して請求します（要綱25条）。相当期間を経過してもなお返還がない場合には、法務大臣に対して訴訟手続等により履行を請求することを求めることとなります（要綱26条）。

保証人が金融機関の場合は、包括保証契約に基づき金融機関に対して請求しますので（要綱27条）、以後は金融機関より請求（法的措置を含む。）を受けることとなります。

問合せ先・送付先

問合せ内容	問合せ及び送付先
●納入告知書に関する事	最高裁判所事務総局経理局主計課出納係
●住所等の届出、保証人の変更に関する事	〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号
	03-3264-8504
●返還に関する事	03-3264-8621(返還に関する事)

※ 電話による問合せの受付時間は、開庁日の9時から17時までです。

※ 問合せの際には、必ず修習資金IDを申し出てください。

注釈：文中の「法」は平成29年法律第23号による改正前の裁判所法、「規則」は平成29年最高裁規則第4号による改正前の修習資金貸与規則、「要綱」は平成29年11月1日施行前の修習資金貸与要綱を指します。